における「受益者」の責任

筑波大学専任講師

任お米 国 ける受益者 いる受益者の表別の信託法理に 責に

1 受益者の責任に関する判例

係における本人(principal) 託財産の管理処分に関して債務や 財産に関する債務や責任を負うの とするのが判例における原則であ 益者には債務や責任が帰属しない 責任を負うのは受託者であり、 米国の信託法理においても、 この原則は、 代理関 受

を退け、信託と代理との差異につ であるとする後任受託者側の主張 託者と元受託者との間の信託関係

ではあるが、財産を保持 (hold)

する合意の性格が問題とされた。 託者に対する立替払金の返還に関 行なった、 辞任した後、 は、共同受託者の一人が受託者を tratrix (5) である。この事件で Taylor v. Davis' 般論を展開した代表的な判例は、 の一般論として判示されている。 託と代理とは異なる法理であると が原則であることと対比され、 合衆国最高裁は、当該合意は現受 信託と代理との差異に関する一 信託財産から当該元受 後任受託者との間で Adminis

> いて、 次のような一般論を展開

pal)。その本人は、自然人であっ efit of another)、ある財 sents and acts for his princi 限に関する財産を、 たは権限 理人は、本人を代表し、本人のた ように定義される。すなわち、 い。受託者は、 ても法人であってもさしつかえな めに行動する者である(repre 人の利益のために(for the ben 「受託者は代理人ではない。代 (power) 利益 (interest)、 一般的には、 ないし当該権 自己に帰属さ 次の ま 産

後の課題 三●わが国への応用可能性と今 益者の責任 (以上本号)

おわりに

二●米国の信託法理における受

一●問題の所在

ければ誰も義務を負う者はない。 がそのような契約を締結した場合 はかかる義務を負わない。 は、その権限および目的の範囲内 で締結したものとなる。 い以上、当該契約は受託者が個人 いためである。 なぜなら、受託者には本人がい には、受託者が義務を負うのでな を負う (is bound) であって本人がその契約上の義務 た場合、契約を締結したのは本人 理人が本人の名義で契約を締結し せている (vested) 者である。 (promise) をすることはできな 信託財産が約束 が、代理人 受託者 な

受託者として契約を締結した場合 としても、当該契約に関してみず しているのであるから、 から義務を負うこととなる (6)。」 受託者である旨を表示した 受託者が

他人(受益者)の利益のために保 代わって行為する制度である。 げているのは、次の二点である。 ことができない以上、受託者の行 の効果は本人のみに帰属し、 である。すなわち、 法理の定義の帰結としての、 持する制度である。第二点は、 えられた権限ないし目的に従って れに対して信託は、受託者が自己 属させることを目的として本人に 代理人が本人に法律上の効果を帰 違いである。すなわち、代理は、 第一点は、信託と代理との定義の 裁が信託と代理との差異としてあ 人には帰属しない。他方、 人と受託者との行為の効果の違い に帰属する財産(信託財産)を与 信託財産がみずから行為する の判示によると、 者に帰属しており、か 受託者個人にしか帰 代理人の行為 合衆国最高 信託財 代理

> 関係において受益者の利益のため 負わないと考えることになる。 ていたとしても、受益者は信託財 が受益者の財産でない以上、 関する判示からすれば、 産の管理処分に関して何ら責任を に信託財産の管理処分が行なわれ 国最高裁の信託と代理との関係に ? ° 以上のような合衆 財産

なっていると考えられる。 理においても、信託財産の管理処 されることは、判例の一般原則と の判例において維持されている に関する一般論は、その後の多く する原則や、信託と代理との差異 分に関して受益者に責任がないと 8)° 以上のような受益者の責任に関 したがって、米国の信託法

an agent for the trust benefi-例外が認められている。 受益者のための代理人であるので は同時に、この一般原則の重要な 負わせることはできない しかしながら、これらの判例で 判例は、「受託者は、 かぎり 受益者の責任を原則として 受益者に個人的な責任を (unless he is also すなわ 同時に

判例においては、

ビジネス・トラ

おり、受益者の責任が肯定された

かしながら、以下に述べると

益者の責任を認めるのではなく、 ストにおける特殊な解決として受 認めた事例が少なくない(ユ)。

検討してみることである。 は、 からすれば、次に行なうべきこと る。したがって、本稿の問題関心 認める余地を判示しているのであ 益者の責任」が認められた事例を 存を前提として、受益者の責任 おける信託関係と代理関係との併 否定する一方、 かかる判例の原則の下で「受 同一の法律関係

受益者の責任を認めた判例

2

第三者に対する責任が認められた Trust)を典型とする土地の権原 ある。第二に、いわゆるイリノイ 二つの類型に分けられる。第 の責任」を認めた判例は、 の類型に属する判例を、 事例がある。以下では、この二つ 土地信託関係において、受益者の のみを受託者に帰属させる形態の 受益者の責任が認められた事例が 託関係において、投資家としての 益追求目的の事業遂行を行なう信 に、いわゆるビジネス・トラスト (Business Trust) を含めた 「信託関係」における「受益者 地 信託 (Illinois Land 各類型ご 大きく 利

> とにみていくこととする。 ビジネス・トラストにおける

受益者の責任

券所持人すなわち受益者の責任を 関する法理」と判示して、受益証 判例には、「ビジネス・トラストに 除外すべきであるとの見解が、 うな信託関係は、会社として事業 事業遂行による利益享受を行なわ 託宣言 (declaration of trust) 在では一般的である(ユ)。実際、 トラストを理論上信託の概念から れたものであるため、ビジネス・ な法規制を回避するために考案さ 業内容その他についてのさまざま を行なおうとした場合における事 せる法律関係である (1)。このよ 益証券により受益権を取得させ、 により設定し、投資家に対して受 益追求を目的として信託財産を信 Trust) とは、 ジネス・トラスト 事業遂行による利 (Business 現

る。
老の責任」を肯定するものがあ提として、一般論としての「受益提としての「受益にとの併存を理論的な前のとののののはは関係のなかでのかしろ同一の法律関係のなかでの

産の管理処分に関する受益者と受 関係として、信託条項の内容を含 当事者が付した名称を根拠とすべ 分することができず、 実態とを相当詳細に認定した。 係における信託財産の管理処分の 託者との権限配分と、当該信託関 めた当該信託関係における信託財 ととなった。裁判所は、まず事実 責任を追及されたことにより、 た商品の品質に関する債務不履行 第三者との取引において引き渡し 関係における受益者が、受託者が County Nat. Bank v. Delany められた代表的な判例は、 信託と代理とは必ずしも明確に区 に関する学説を引用しつつ (4)、 して、代理と信託との概念の異同 益者の責任が正面から争われるこ 人が出資した事業遂行目的の信託 (3) である。この事件では、 受益者の責任が一 般論として認 少なくとも Otoe

> 責任を肯定した。 責任を肯定した。 責任を肯定した。 責任を肯定した。

授与されていた (granted) と考えてよいと思われる(エフ)」 託者の行為に関して、受益者は受 には、かかる支配が及ぼされた受 またはかかる支配を及ぼすことを 及ぼすことを留保し(reserve)、 な支配(substantial control)を が、受託者の行為に対して実質的 (agent) として行為させたも (beneficiaries of a trust) 信 を 託 みずからの代 関 係における受益者

にあった場合には、受益者の支配状況から受託者が受益者の支配下や具体的な信託財産の管理処分のの場がのの判例の一般論は、信託条項

きではないこと、また、若干の判

い。

められたことは、必ずしもビジネ ことにより、「受益者の責任」 財産の管理処分の実態に着目する を認めることを前提として、信託 ろ、信託関係と代理関係との併存 れたというわけではなく、むし ス・トラストに特有の解決が示さ ラストにおいて受益者の責任が認 肯定した裁判例のなかでも、同 この事件以降におけるビジネス・ 配」を判断基準とする一般論は、 に一般論として判示されている トラストに関して受益者の責任を えるべきである。 (18)。したがって、ビジネス・ト 般論として認められたものと考 そして、この「受益者による支 が 様

② イリノイ型土地信託における

受益者の責任

このように、イリノイ型土地信託 財産である土地を保持し、 をそのまま適用すれば、 るわけであるから、前述の一般論 する実質的な支配が行なわれてい 者による信託財産の管理処分に関 ス・トラストの場合以上に、 においては、 益を収受する権限を有する (19)。 渡させ、 指示して信託財産である土地を譲 関する利益を収受し、③受託者を 支配を及ぼすほか、②信託財産に ち、受益者は、①信託財産である 限を与えるものである。 信託財産に関する実質的な支配権 したうえで、受益者に次のような が信託財産に関する受益権を保持 託の形態であって、受託者が信託 において典型的にみられる土地信 Land Trust) とは、 土地を占有し、管理し、実質的な リノイ型土地信託 ④かかる譲渡に関する利 ある意味ではビジネ イリノイ州 受益者の (Illinois すなわ

して、受益者の責任が認められた実際、イリノイ型土地信託に関

あると考えられ

責任を肯定することが十分可能で

責任を肯定した。 判例や学説の議論を援用しつつ 託と代理との関係について従来の Co. ② は、 Kessler, Merci, and Lochner, 事例は少なくない。たとえば、 る効力が問題となった事案で、 に関する仲裁判断の受益者に対す Inc. v. Pioneer Bank & Trust 次のように述べて受益者の 信託財産である土地

受益者の代理人と解釈され、受益 warranted) [引用略]。 sonal liability)° property)を判断すべきである。 ている場合には、異なる結論が保 他方、受益者が受託者および信託 ている場合には、受益者には個人 完全な支配(full control)をし 受託者が信託事務の遂行に関して tion) に関しては、財産の権原 事務の遂行に関して支配を維持し (title) の有無だけでなく、 (agent) との区別 (distinc-な責任がない 対する支配 (control of the れる (different result is 託者 (trustee) と代理 しかしながら (have no per-受託者は

> regarded as the agent of 用略](2)] liable upon his contracts.) beneficiaries, and they will be 者が受託者のした契約に関する責 を負う (The trustee 引

が肯定されている (3)。 と代理関係との併存を前提とした な解決としてではなく、信託関係 責任を肯定した判例においても、 イリノイ型土地信託における特殊 般論が展開され、受益者の責任 また、この事件以外で受益者の

た。 of Chicago (줘) 者の責任を肯定した原審を破棄し 案で、次のように判示して、受益 する受益者の責任が追及された事 書 (mortgage indenture) linois Nat. Bank & Trust Co. Barkhausen v. Continental II-及は許されていない。すなわち、 場合には、受益者に対する責任追 いても、 「支配」が及んでいないとされた 他方、イリノイ型土地信託にお 受益者の受託者に対する は、 譲渡抵 に 当証 関

> ゆ である。〔中略〕このようないわ を限定しようとするために、名義 般的に認められている実務慣行 (nominee) を使用することは る『わら人形 「土地取引において本人の責仟 ("straw

関する真の当事者(real parties man")が、『わら人形』の実務慣 who go beyond the "straw man")』の事案では、『わら人形 ている(25)」 とが明らかかつ矛盾なく証明され れようとして名義人を使用したこ 責任 (personal liability) えって反対に、受益者が個人的 何らなされておらず、本件では なった旨の立証を行なうべきであ in interest)が責任を負うことに 行と異なる合意によって、利益 を超えようとする当事者(party しかしながら、かかる立証 を 免 な か は

係に即して逐一検討され、個別 行なっていたかが具体的な事実関 事案に対する解決として受益者の 為に対してどの程度の「支配」を であっても、受益者が受託者の行 すなわち、

> 棄差戻した判例もある(%)。 ていたかが認定事実のみでは明ら してどの程度の「支配」 る。さらに、受益者が受託者に対 責任が判断されているわけであ かでないとして、 原審の判断を破 を及ぼし

ができる。 肯定されているものと考えること る「支配」の実態に焦点があてら による信託財産の管理処分に関す 存を理論的な前提として、受益者 ても、信託関係と代理関係との併 イ型土地信託に関する判例にお 以上のことからすると、 受益者の責任が一般論として イリノ

3 学説およびリステイトメン ·の見解

者の特徴が、 類似法理との異同を検討する過程 位置づけについて議論するさい、 原則が確立するよりも相当以前か れてきたわけである。 ついて議論してきた。具体的 米国の学説は、 信託と代理との異同および両 信託や代理の法体系における 信託と代理との理論的関係に 一般論として議論さ 前 述した判例

同に関して、次のように述べる。Mechem)は、代理と信託との異たとえば、メッチェム(F.R.

ている。信託では、必要的ではな 当然に契約関係であると考えられ property)を包含するが、代理は するような契約関係を締結する権 or even usually)、第三者を拘束 約関係でなくてもよいが、代理は である。受託者はみずからの名で 上の権原を保持しているが、代理 ではない。受託者はコモン・ロー 特定の財産と常に関係があるわけ 名で行為する。信託は必ずしも契 行為するが代理人は一般に本人の 人は何の権原を有しないのが通常 にせよ通常(not necessarily (なっている。〔中略〕信託は財 般の信託 (ordinary trust) と に (irrevocable) である 「代理はいくつかの重要な点で (authority) を包含している かかる権限は代理とは区別さ 関する支配 (control of である (27)」 信託は通常、 可 能 撤回不可 が、代 (revo

て、次のように議論する。代理との概念としての区別に関しの法律関係の解釈における信託とののうえでメッチェムは、現実

ない。この問題はきわめて困難で 束するのみであって、受益者に個 きは、その契約は受託者自身を拘 した者が受託者として行動したと 契約上の義務を負う。契約を締結 れたか否かにかかわらず、 が代理人であれば、本人が開示さ かである。仮に契約を締結した者 締結した契約上の義務を負うか否 理人あるいは受託者とされた者の 益者あるいは本人である者が、 かしもっとも典型的な状況は、 況はさまざまである。 とがしばしばあるためである。 ような曖昧な文言が使用されるこ 能となるよう、 っとも有利な解決を図ることが可 故意に(purposely)、紛争時にも 人的な責任を負わせることはでき 「この二つの関係を区別する状 というのは、契約の外形上 双方に解釈できる 中 受

解決はきわめて困難であり、不

と代理との関係に関して、これと

ねられることができ、その権原を

人は、本人から目的物の占有を委

ならない(28)」
する関係の性格を解釈しなければなく、事案ごとにさまざまな対立が付した名称は絶対的なものでは動の基準は定立できない。当事者

ŧ ことが大前提とされ、ただ具体的 理とはあくまで異なる法理である 別を外形から必ずしも判断できな なう必要があり、 体的な法律関係の解釈を個別に行 まな事情を検討して解釈を行なう 託と代理とは概念として異なるも きではないという点である(2)。 者が付した名称のみを基準とすべ が判例で引用されているのは、 困難だということが強調されてい な法律関係における両者の区別が の判断枠組みと異なり、信託と代 てきた受益者の責任に関する判例 べきだというものである。 いから、個別の事案ごとにさまざ メッチェムの以上の見解は、 この見解では、すでに検討し 実際、このメッチェムの見解 方、信託法学説の側は、 現実の法律関係は両者の区 少なくとも当事

代理との関係について次のようにット (A.W. Scott) は、信託との代表的な信託法学者であるスコ異なる議論を展開している。米国

trol)。しかし、受託者は、 者からの支配に服するわけではな 強制される (be compelled) 行なう義務を負うべく受益者から 者の利益のために信託目的に従っ 項に従う義務を負っている。 負うのであるが、受託者は信託条 であるが、行為にさいしては受益 ならず、また、かかる管理処分を て信託財産を管理処分しなければ 本人のために行為し、 招来している。〔中略〕代理人は、 しており、このため異なる結果を この二つの関係は異なる歴史を有 る受認者(fiduciary)であるが、 い。代理人は、本人に従う義務を に服する (subject to his con (fiduciary relationship) 信託の受託者も受益者に対す 代理 人は本人と信 本人の支配 認 にあ 関 係

物の権原を保持してはいない。こ title)を有しているが、 れに対して受託者は、 権原を保持している (3)」 する権 限 (power to pass 信託財産の 当該目的

にしていない。 の下で代理人が本人の利益のため 支配を必ずしも前提としていな 行なう法理であり、受益者からの 託とは、信託目的に従って受益者 有無にあるとされている。すなわ ないし本人から受託者ないし代理 理との概念としての区別は受益者 目的や財産の存在を必ずしも前提 に行為する法理であって、特定の い。他方、代理とは、本人の支配 の利益のために財産の管理処分を 人に対する「支配(control)」の スコット スコットの見解によれば、信 の見解でも、 信託と代

なものではないと考えられる。 代理の特徴とは、 産関係を形成する点にあり、 産に関する一定の目的に従った財 ると、前記のような信託の特徴と しかしながら、より厳密に考え 信託の特徴は、 必ずしも排他的 特定の財 す

> スコッ る。 現実も可能なはずである。 関係を形成することは、 理処分を行なう者に対して支配を る一定の目的に従った関係で、 うわけではなく、同一の法律関係 とは必ずしも相対立する概念とい にある。 行為の効果を本人に帰属させる点 の支配関係を軸として、 で代理の特徴は、 益享受者に帰属させるような法律 及ぼし、管理者の行為の効果を利 存、すなわち、特定の財産に関 における信託関係と代理関係の併 利益を享受する者が財産の管 ٢ したがって、信託と代理 は 次のように主張す 本人と受益者と 理論上も 代理人の 実際、 か す

時に受託者である。 しているのであれば、 理人となる。 ために行為し、 可能である。 人と受託者とに同時になることは の利益のために特定の財産を保持 のであれば、その他人のための代 そのような場合には、 同一人が、 仮に、 しかし、同人が本人 その支配に服する 他人のための代理 同人が他人の しか その者は同 代理関 ~しなが

> 代理法理の方が優先して適用され である(31)」 配に服している点において代理人 帰属し、 株式その他の有価証券がある者に ることになる。 係が優位となり、 る点で受託者であるが、他人の支 る者は、 ていたとする。 せる原因となった者の支配に服し 財産の権原を保持してい そのような財産を帰属さ たとえば、 財産が帰属してい 信託法理よりも

は れると主張する。 わゆる「受益者の責任」 て適用されることになる結果、 そして、 時に代理人である状況の下で 代理法理が信託法理に優先し スコットは、 が認めら 受託者が

同

りうる。 受託者であると同時に代理人であ 受益者の支配に服しているのであ 点において受託者であるが、 に加えて受益者のために行為し、 ン・ロー上の権原を保持している 自己が使用されている範囲 受託者は同時に代理人であ かしながら実際、 受託者は信託財産のコモ 受託者は それ

> employment) でした行為 sonal liabilities) を負わせるこ 行のなかで犯した不法行為につ るときは、 託者が同時に受益者の代理人であ 個人的な責任を負う。同様に、 同時に受益者の代理人であるとき とができる。すなわち、 て受託者が締結した契約に関する (administration of trust) とし (within the scope of the 受益者に個人的な責任(per-受益 受益者は個人的な責任を負う 者は信託事務の 受託者が信託事務の執 受託者が 執行 につ

ている(33)。 在の判例を主導する地位を確立し と共に、受益者の責任に関する現 る信託法リステイトメントの見解 スコットのこの主張は、 後述す

TRUSTS) および代理法リステ の責任を肯定する信託法学説の見 を認め、一定の条件の下で受益者 おける信託と代理との併存可能性 (RESTATEMENT このような、 信託法リステイトメント 同一 の法律関係に

すなわち、信託法リステイトメのF AGENCY)にも、ほぼそのほまの形で反映されている(3)。

規定し、また、二七四条本文およ るときは、受託者が締結した契約 託者(agent-trustee)」が存在し 責任を負わない旨を原則として述 者が信託財産の管理処分に関して び二七五条本文においては、受益 負う旨が明確に述べられている に関して受益者が個人的な責任を うることが述べられているほ うること、すなわち「代理人兼受 に、二七四条のコメントにおいて べている (36)。 (37)、受託者が同時に代理人であ 信託は代理とは異なる(35)」と 受託者が同時に代理人となり 八条本文において、 しかしながら同時

る者は代理人兼受託者(agent-も、一四B条において、「財産の 権原が帰属している者が、他人の を配に服している(sub-でいるでのtrol)場合には、かか は、一四B条において、「財産の を保持し、その

> 解を示している。 はリステイトメントと一致した見まりステイトメントと一致した見話

4 米国における議論の特徴

と考えられる。 に対する責任が肯定されていると 係」における「受益者」の第三者 配」していた場合には、「信託関 の管理処分に関して受託者を「支 な前提として、 理との併存を認めることを理論的 同一の法律関係における信託と代 を負わないとされているもの 信託財産の管理処分に基づく責任 いうことができる。 としてはわが国と同様、受益者は 米国の信託法理においては、 「受益者の責任」に関する米国 これまで検討してきたとお 次のような特徴がある 受益者が信託財産 そして、この 原則

地信託等、講学上の理念型としてジネス・トラストやイリノイ型土受益者の責任に関する議論は、ビ受益者の責任に関する議論は、ビ判例を検討した過程から明らかな判例を検討した過程がら明らかな

の — 背後には、 在しているものと思われ ある、という一貫した考え方が存 務と責任を最終的に負担すべきで は、 断において投資活動を行なった者 の追求を目的としてみずからの判 衡平、すなわち、 体的事案において肯定したことの 兼受益者の利益追求を目的とする 投資活動における取引当事者間の て発達したものである。 「信託関係」に関する事案につい 判例が「受益者の責任」を具 かかる活動によって生じた義 般的な信託関係というより 利益追求を目的とした 信託を利用して本人 みずからの利益 したがっ

託と代理とは同一の法律関係におてきたとおり、「受益者による支できたとおり、「受益者に対する責任追及を認める判例学説は、かかる結論を「ビジネス・トラスかかる結論を「ビジネス・トラスが、すべての「信託関係」に共なく、すべての「信託関係」に共なく、すべての「信託関係」に共なく、すべての「信託関係」に共なく、すべての「信託関係」に共なく、すべての「信託関係」に共なく、すべての「信託関係」に対する一般論の理論的前提には、信託と代理とは同一の法律関係にお

とがうかがえる。とがうかがえる。とがうかがえる。とがうかがえる。とによって、受益者の責任に関すとによって、受益者の責任に関するといて併存可能であるという信託といて併存可能であるという信託といて併存可能であるという信託と

可能であるとの前提にたつのであ 同一の法律関係のなかでは両立不 導けない。仮に、信託と代理とが 法理が併存しているという結論は なわち、信託と代理とが相対立す 代理との併存可能性」という理論 個別の事情を解釈することによっ れば、具体的な法律関係における けでは同一の法律関係において両 な状況にあったとしても、 でいかに信託と代理とが判別困難 とすると、現実の法律関係のな る法理であることを議論の出発点 困難となるということである。 責任」に関する米国の議論は成立 的前提がないかぎり、「受益者の 「同一の法律関係における信託と 「代理」であれば「本人」の責任 ここで重要であるの 当該法律関係が「信託」であ 「受益者」の責任を否定し、 は それだ ح す

高心要があるわけである。 盾に理の特徴との関係にあることを主張する、 性関係において側にととは、 作関係において併存可能ですが、 作は、すべからく には、すべからくを の関係で互いに を はは、すべからくその理論的 になって、「受益者の責任」を る余地はなくなるからである。 る「受益者の責任」を理論上認め な情にする、「信託関係」におけ を を信息する。 としては といるのである。 といるのである。 といるのである。 といるのである。 といるのである。 といるのである。 といるのである。 といるのである。 といるのがあるが、

することが、まず第一に必要となすることが、まず第一に必要となることが、まず第一に必要とな信託と代理との理論的関係を両法当事者間の衡平の観点とともに、ためには、投資活動に関する取引国の解釈として応用しようとするで検討してきた米国の議論をわが以上のことからすると、これま

- (1884). 110 U.S. 330, 4 S.Ct. 147
- (\circ) Taylor v. Davis' Administratrix, 110 U.S. 330, 334, 4 S. Ct. 147 (1884).
- 最高裁の信託の基本構造に関する(7) ちなみに、このような合衆国

- RACTION AT COMMON LAW,p. 43 et seq. (A.H. CHAYTOR et al. ed. 1909).
- (∞) Hill v. Gratigny Plateau Development Corporation, 52 F.2d 142, 145 (6th Cir. 1931), cert. denied, 284 U.S. 690, 52 S.Ct. 266 (1932); Mottashed v. Central & Pacific Imp. Corp.. 8 Cal.App.2d 256, 47 P.2d 525, 527 (1935); Barkhausen v. Continental Illinois Nat. Bank & Trust Co. of Chicago, 3 I11.2d 254, 120 N.E.2d 649, 657 (1954), rev'g 351 I11.App. 388, 115 N.E.2d 640 (1953), cert. denied sub. nom., Edwards v. Barkhausen, 348 U.S. 897, 75 S.Ct. 218 (1954); National Labor Relations Board v. United Brotherhood of Carpenters and Joiners of America. Local #1913, AFL - CIO, 531 F. 2d 424, 426 (9th Cir. 1976); Bottomley v. Coffin, 121 R.I. 399, 399 A.2d 485, 488 (1979);
- Lawyers' Title Guaranty Fund v. Koch, 397 So.2d 455, 457 (Fla.App. 1981); Baron v. Bryant, 556 F.Supp. 531, 537 (Dist.Haw. 1983); Abraham Zion Corporation v. Lebow, 761 F.2d 93, 103 (2d Cir. 1985); Curtis v. Lee Land Trust, 235 Va. 491, 369 S.E.2d 853, 855 (1988).
- (๑) Abraham Zion Corporation v. Lebow, 761 F.2d 93, 103(2d Cir. 1985).
- (♠) Schumann Heink v. Folsom, 328 III. 321, 159 N.E. 250, 253 (1927).
- (\(\mathrice{\pi}\)) RESTATEMENT (2d) OF TRUSTS, s.1 comment.b (1959); SCOTT ON TRUSTS, s.59 pp.273-74 (4th ed. 1987).
- (\(\Sigma\)) Piff v. Berresheim, 405 I11. 617, 92 N.E.2d 113, 117 (1950), rev'g 337 I11. App. 658, 86 N.E.2d 411 (1949).
- (음) 88 F.2d 238 (8th Cir. 1937).
- (三) MECHEM ON AGENCY, s.43 (2d ed. 1914); BOGERT, TRUSTS AND TRUSTEES, s. 294 (1st ed. 1935).
- (요) Morehead v. Greenville Exch. Nat. Bank, 243 S.W. 546, 548 (Tex.App. 1922); Wells-Stone Mercantile Co. v.

- Grover, 7 N.D. 460, 75 N.W. 911 (1898); Home Lumber Co. v. Hopkins, 107 Kan. 153, 190 P. 601 (1920); Goldwater v. Oltman, 210 Cal. 408, 292 P. 624, 629 (1930).
- (≌) Otoe County Nat. Bank v. Delany, 88 F.2d 238, 245 47 (8th Cir. 1937).
- (≒) Id. at 247.
- (\(\tilde{\Pi}\)) Bank of Nat. Trust & Savings Ass'n v. Scully, 92 F. 2d 97, 103 (10th Cir. 1937); National City Bank of Rome v. First Nat. Bank of Birmingham, ALA., 193 Ga. 477, 19 S.E.2d 19, 27 (1942); Bay of Naples Condominium Associasion v. Lewis, 582 A.2d 1210 (Me. 1990).
- (A) Wachta v. First Federal Savings and Loan Association of Waukegan, 103 III.App.3d 174, 58 III.Dec. 676, 430 N.E.2d 708, 711 (1981).
- (≲) 101 Ill.App.3d 502, 57 Ill. Dec. 58, 428 N.E.2d 608 (1981).
- (元) In re Conover's Estate, 295 III.App. 443, 14 N.E.2d 980 (1938); Merchants Nat. Bank of Aurora v. Frazier, 329 III. App. 191, 67 N.E.2d 611 (1946); SCOTT ON TRUSTS, s.274 (1st ed. 1939).

- (ℵ) Kessler, Merci, and Lochner, Inc. v. Pioneer Bank & Trust Co., 101 Ill.App.3d 502, 57 Ill.Dec. 58, 428 N.E.2d 608, 611 (1981).
- (S) Montgomery Ward & Co., Incorporated v. Wetzel, 98 III. App.3d 243, 53 III.Dec. 366, 423 N.E.2d 1170, 1175 (1981), cert. denied.; Peoples Gas Light & Coke Company v. Barrett, 118 III.App.3d 52, 73 III.Dec. 616, 454 N.E.2d 713, 716 (1983).
- (素) 3 III.2d 254, 120 N.E.2d 649, 657 (1954), rev'g 351 III. App. 388, 115 N.E.2d 640 (1953), cert. denied sub.nom. Edwards v. Barkhausen, 348 U. S. 897, 75 S.Ct. 218 (1954).
- (\(\mathbb{G}\)) Barkhausen v. Continental Illinois Nat. Bank & Trust Co. of Chicago, 3 Ill.2d 254, 120 N. E.2d 649, 655-56 (1954).
- (≲) Just Pants v. Bank of Ravenswood, 136 Ill.App.3d 543, 91 Ill.Dec. 49, 483 N.E.2d 331, 336 (1985).
- (云) MECHEM ON AGENCY, s.42 (2d ed. 1914).
- (\approx) Id. s.43.
- (窓) 編融目•~ 物盤° cf. Otoe County Nat. Bank v. Delany, 88 F.2d 238, 245 - 46 (8th Cir. 1937).

- (≲) SCOTT ON TRUSTS, s.8 p.62 (1st ed. 1939).
- (문) Id. s.8 p.65.
- (♥) Id. s.274.
- (\mathhat{\mathhat{R}}) Bay of Naples Condominium Association v. Lewis, 582 A.2d 1210, 1212 (Me. 1990).
- (☆) RESTATEMENT (2d) OF TRUSTS, s.8 (1957).
- (%) Id. ss.274-275.
- 既じついて、Id. s.274 comment.b.「代 型人業受託者(agent-trustee)」の糸野について、Id. s.8 comment.e.
- $(\stackrel{\infty}{\approx})$ Id. s.275 comment.e.
- (窓) RESTATEMENT (2d) OF AGENCY, s.14B (1958). だだし、この緊促は、無一気代理法リスティーベントとは存在しなる。cf. RESTATEMENT (1st) OF AGENCY (1933).

(ケグ~)

(ほしの・ゆたか)